

# JTA公認心理師賠償責任保険制度 のご案内



保険期間：2025年4月1日午前0時から1年

※3月20日時点で正会員・一般会員（公認心理師）の方は、4月1日より補償が開始されます

中途加入(会費ご入金)締切日：毎月20日

※ご入金の翌月1日午前0時から2026年3月31日午後12時までの保険期間となります

## お問い合わせ先

一般社団法人日本遠隔カウンセリング協会 事務局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-6 りそな九段ビル5F

[contact@itaonline.or.jp](mailto:contact@itaonline.or.jp)

### 【保険についてのお問い合わせ先】

取扱代理店：ヒューリック保険サービス株式会社 保険営業第三部

TEL：03-3864-5427

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 北東京支店法人支社

TEL：050-3808-2312

# 1. 本保険の特徴

正会員(公認心理師)および一般会員(公認心理師)  
であれば自動的に加入 ※保険料は年会費に含まれます



## 2. 本保険の対象業務について

補償の対象となる業務とは、以下をいいます。

JTA所属の公認心理師が行う面談及びITを活用したカウンセリング(※)

- ・心理的アセスメント(行動観察や心理検査等)
- ・心理相談(カウンセリングや心理療法など)
- ・心理コンサルテーション(医師や教師など、他の専門家を支援)
- ・心理教育(予防教育やメンタルヘルス研修会・セミナー)



(※カウンセリング業務には被保険者が行う公認心理師としての業務、心理師業務、ボランティアを含む)

## 3. 補償の概要

※保険適用地域:全世界

| 対象となる項目                     | 保険金のお支払概要  |
|-----------------------------|--|
| 人格権侵害<br>(名誉き損<br>プライバシー侵害) | 被保険者の業務行為に起因する名誉き損やプライバシー侵害等について被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。<br><br>例: 患者の情報を保存したUSBフラッシュメモリを紛失し、「プライバシーの侵害だ」と訴えられた<br>例: 心理テストの所見(記録)を紛失して悪用されたことで「プライバシーの侵害だ」と訴えられた<br>例: クライエントの許可を得ずに面接内容を同僚に話したところ、噂が広まってしまったことが原因で、「プライバシーの侵害だ」と訴えられた |
| 対人・対物賠償                     | 業務遂行中に他人の身体を害したり、財物に損壊を与えたことにより、被保険者(補償を受けられる方)が法律上負担すべき損害賠償金等を保険金としてお支払いします。<br><br>例: 心理教育の研修会で受講者の時計を落として壊してしまった□<br>例: 指導中に実習生に怪我をさせてしまった  |
| 事故対応特別費用                    | 応訴のために要する交通費、裁判所に提出する文書作成費用等、初期対応費用を補償します。   |
| 被害者対応費用                     | 慣習として支払う見舞金、見舞品購入費用等を補償します。  |

### 【その他事故例】

※公認心理師を称してはいないが、心理業務を行っている最中に事故等が発生した場合

例: 児童相談所等の公認心理師資格保持者が、カウンセリングを行っていたときの事故等

※心理業務ではないが、ボランティアとしてカウンセリングを行っている最中に事故が発生した場合

例: 年に一度のボランティアの電話カウンセリング等



## 4. 保険金の種類

| 名称     | 損害の内容   |
|--------|---|
| 損害賠償金  | 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金                          |
| 争訟費用   | 被保険者が保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 |
| 損害防止費用 | 被保険者が損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用        |
| 協力費用   | 被保険者が損害賠償請求解決のために保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用         |

等

## 5. 保険金額

(保険期間 1年)

| 補償項目          | リスク                                | 保険金額                                       |
|---------------|------------------------------------|--|
| 人格権侵害         | 名誉毀損<br>プライバシー侵害                   | (1被害者あたり)<br>100万円<br>(1事故・期間中)<br>1,000万円 |
| 対人対物賠償共通（1事故） | 業務遂行上のリスク                          | 500万円<br>(費用を含む)                           |
| 事故対応特別費用      | 損害賠償請求訴訟に対処するため、裁判所に提供する文書を作成した費用等 | 保険期間中 1,000万円                              |
| 被害者対応費用       | 賠償事故が生じたことにより、被害者に見舞品を購入した費用等      | 1被害者2万円（死亡の場合は10万円）<br>保険期間中 1,000万円       |

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害については、保険金をお支払いしません。（ここでは主な場合のみを記載しております）

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ・被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等、弁護士、公認会計士、税理士等その他これらに類似の者が行う専門職業行為に起因する賠償責任

等

## 7. 中途加入時の補償開始日

| ご入会日          | 保険（補償）開始日 |
|---------------|-----------|
| 4月1日～4月20日    | 5月1日      |
| 4月21日～5月20日   | 6月1日      |
| 5月21日～6月20日   | 7月1日      |
| 6月21日～7月20日   | 8月1日      |
| 7月21日～8月20日   | 9月1日      |
| 8月21日～9月20日   | 10月1日     |
| 9月21日～10月20日  | 11月1日     |
| 10月21日～11月20日 | 12月1日     |
| 11月21日～12月20日 | 1月1日      |
| 12月21日～1月20日  | 2月1日      |
| 1月21日～2月20日   | 3月1日      |



このご案内文書は、保険の概要を記載したものです。詳細につきましては、保険会社よりご契約者にお渡ししています約款をご確認ください。  
また、保険金のお支払い条件・ご加入手続き、その他ご不明な点がありましたら、代理店または保険会社までお問い合わせください。